



会計簿からみた英国中世の荘園

| | |
|-------|---|
| メタデータ | 言語: Japanese 出版者: 公開日: 2012-11-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 小松, 淑郎 メールアドレス: 所属: |
| URL | https://doi.org/10.32150/00002185 |

会計簿からみた英国中世荘園

小 松 淑 郎

ウィンチエスタ司教領は、イングランドの広汎な地域に多数のマナをもち、その記録のあらゆる平均的数字はイングランドのマナの代表とすることができるとまでいわれた。最近その一つであるダウントン・マナの会計簿 Account Rolls が J. Z. Titow 氏によって現代語訳され、手軽な形で出版された。English Rural Society 1200—1350, (1969) がそれである。

本稿は、この著書の史料 Documents と、これまた氏の精力的な統計的著書 Winchester Yields: A Study in Medieval Agricultural Productivity (1972) とによって執筆された。なお、この際、鶴川馨氏の「中世英国世俗領の研究」(1966) に裨益されるどころ大であった。本書は、マナ会計簿に直接あたって分析された唯一の邦語文献であり、本稿の読者の必読を期待したい。

1 耕地制度

ダウントンは、14世紀初葉には、三圃制度を採用していたように思われる。第1表は、冬畑・夏畑の構成を知るために、納屋勘定 Issue of the Grange から作成した。これとマナ勘定 Issue of the Manor の放牧権貸出し=年決売却の表記とから、耕地のあり方がうかがわれる。

| 地 区 | Wick | Noun-ton | With-ton | Co-wi-ck | 計 |
|-----|-------------|----------|----------|-----------|----------|
| 冬 畑 | 小麦 105 acre | 10 acre | | | 115 acre |
| 夏 畑 | 大麦 99 " | 10 " | 9 acre | | 118 " |
| | 燕麦 34 " | | 3 " | 25 ½ acre | 62 " |
| | 豆 1 ½ " | 3 | | | 4 ½ " |
| | vetch 15 " | 4 ½ " | | | 19 ½ " |
| 計 | 254 " | 27 ½ " | 12 " | 25 ½ " | 319 " |

放 牧 権 収 入

And for 6s. from 144 'convalescing' pastured on the fallow in the field of Wick,……

この300エイカの作付地と100エイカ(?)の休閑地とを含む400エイカは鉄製有輪重量犁で耕される。直営地には5台の犁があり、興味あることには、そのうち2台が馬犁、3台が牛犁である。これに照応して、28頭のoxの他に犁馬 plough-horse が12頭おり、いずれも蹄鉄を打たれている。関係項目は次のとおりである。

Cost of Ploughs

In the iron-work of 30ox-ploughs and 2 horse-ploughs …………… together with plough-shears, coulter and other iron parts pertaining to ploughs, 30s.

In shoeing 12 horses, for the year 8s.

In 5 pairs of wheels bought anew 17 ½ d.

この犁を、動かすために、マナ直属の犁夫 ploughman が9人いる。彼らは、マナの22人の

小松淑郎：会計簿からみた英国中世荘園

fardelman = $\frac{1}{4}$ virgater に属しているが、貨幣地代も賦役も免除されてこの仕事に年決めで従事している。fardel-man は、土地こそ保有しているが、むしろマナの常雇労働者（famuliと表現されている）の供給源的存在であったと思われる。その賦役は僅小であると同時に手伝い仕事や最低級の仕事—例えば肥料拡散 spreading manure など—であった。彼らはマナに直接雇われていない時をも含めて全体としてフアムルス的存在であったろう。

もちろん、これだけの労働手段と労働力でマナの経営は可能ではない。これらをはるかに上まわる多量かつ多様な労働が必要である。これらは full-virgater や half-virgater の賦役および礼賦役 boon-work に依存しなければならない。この詳細については後述する。

ヨーロッパ農業は作付地のみを観察では把握できない。それは牧草地 meadow と放牧地 pasture とをあわせて一ヶの全体を形成しているからである。特にダウントン・マナは大面積のそれらを有し、多量な家畜所有にもかかわらず、その相当な部分を年契約で利用させていた。これが放牧権売却勘定 Issue of the pasturage sold である。

第2表はこれから作成された。

第 2 表

| 冬 期 放 牧 | | 夏 期 放 牧 | | 秋 期 放 牧※ | | 採 草 | |
|---------|------------------|----------|-------------|----------|-----------|--------|----------|
| 13s 4d | the park | 20s - | the park | 20s - | Nounnton | 36s 8d | Nounnton |
| 2 - | Milkhulle | 4 - | Milkhulle | 13 4d | Estmede | 13 4 " | " |
| 3 4 " | Tymberhulle | 8 - | Tymberhulle | 16 " | Suthmede | 10 - | Withton |
| 10 - | field of Withton | 5 - | Cowick | 6 8 " | the heath | 10 - | " |
| 10 - | Cowick | 3 - | Gredene | 4 " | Marrigge | 10 2 " | " |
| 5 10 " | field of Wick | 15 5 1/2 | Suthmede | 領 主 用 | Rodemede | 8 - | " |
| 5 4 " | " | 4 6 " | Le Grene | | | 6 8 " | Le Grene |
| 6 - | fallow | - 12 " | Le Mote | | | | |
| 2 - | ditch | | | | | | |
| 領 主 用 | Poresmere | | | | | | |

※ 採草後の二番草に放牧する。

残念なことに面積は直接表示されていない。しかし、冬期放牧が行われるWickの二つの耕圃 field と休閑圃 fallow とから推算できなくはない。すなわち、この三圃は、ほぼ同額で売られ=貸されているし、また、fallow に病後の羊が144頭おかれていたのに対し、一つの field には160頭の羊 hogg がおかれている。しかして field は二つともほぼ100エイカであった。よって、大体の面積と収容力が判明するのであり、十分な広さの放牧地が予想されるのである。

なお、この表と第1表とから、Nounnton および Withton は、作付地としてよりは牧草地として利用されていることがわかる。また、Cowick はその $\frac{3}{4}$ を作付地、 $\frac{1}{4}$ を牧草地として利用されていたのではなかろうか。なぜなら、夏期放牧は冬期放牧の2倍の価額であるのにここでは $\frac{1}{2}$ になっているからである。更にここには夏季に囲込まれた記録もある。

2 労働力

人口に関する項目は、賦役を課された慣習保有農 customary tenant の人数である。すなわち、完全保有農 virgater 39, 二分の一保有農 half-virgater 23, 四分の一保有農 fardel-man 22計84がそれ

である。記載されない自由民はこのマナにはいないと思われる。第一に、十人組 tithing が6組である。第二に、採草料 herbage 収入が牡羊53頭である。これは村民保有地が53ヴァーギト前後であることを推測させる。第三に、採草料の貨幣支払が、Nounton と Withton の住民 man は牡牛1頭当り4d、牡羊5頭当り1d、の割合でそれぞれ8s. 3d., 7s. 9d., Wick の住民は牡牛1頭当り1½d.、牡羊無料の割合で4s. 9d.、であった。これは、Wick の住民が38頭の牡牛と何頭かの羊、他の二地区の住民は牡牛換算でそれぞれ24、23の家畜を飼っていることを計算させる。この38、24、23という数字は慣習保有農の地位別人数の39、23、22と密接な関係を有するようになる。また、38頭飼育農民群の有利な条件もその身分的な差異に照応しているようである。

したがって、ダウントン・マナは、全住民が隷属農民から成る典型的な封建所領としての姿をもっていたものといえるであろう。しかし、その規模は、農民保有地55ヴァーギト前後、領主直営地15ヴァーギト前後（400エイカ）あわせて70ヴァーギトぐらいのものとなるであろう。

この隷農の保有面積はいかほどであろうか。これを知るために、権利承認料 entry fine の項目を見る。ここには、½ヴァーギトの承認料30s. が2例、1ヴァーギト53s. 4d. が1例、20s. が1例あるのに対し、1エイカ2s. の例が圧倒的に多い。したがって、½ヴァーギトは15エイカと推算できることになる。もっとも、これらのヴァーギトには住居 messuage が含まれていることを考えれば土地面積はそれより小となるかも知れない。しかしいづれにしても15エイカぐらいと思われるから、このヴァーギトは標準的なものとしてすることができる。また、承認件数32のうち上述の4件以外は1エイカないし2エイカであるから地条制も推測できるであろう。この隷農が実際に負担した賦役はつぎのとおりである。

第 3 表

(a) 冬 (25週)

| | v. 36人 | hv 23人 | f 9人 | 計68人 |
|--------|--------|--------|------|------|
| 肥料運搬 | 180日 | 115日 | 一日 | 295日 |
| “ 拡散 | — | — | 40 | 40 |
| 耙耕(冬) | 481 | 337 | — | 818 |
| “ (春) | 147 | 45 | — | 192 |
| 家畜小屋建設 | 265 | — | 24 | 289 |
| 水車池掃除 | 50 | 71 | 16 | 137 |
| 羊欄作成 | 75 | 56 | — | 131 |
| マナ家敷囲 | 25 | 23 | — | 48 |
| 薪運搬 | 25 | 23 | — | 48 |
| 法廷出仕 | 75 | 69 | — | 144 |
| その他 | 90 | 126 | 56 | 272 |
| 計 | 1413 | 865 | 136 | 2414 |

(b) 夏 (18週)

| | v. 36人 | hv 22人 | f 7人 | 計65人 |
|--------|--------|--------|------|------|
| 犁耕(大麦) | 33日 | 44日 | 一日 | 77日 |
| 耙耕(“) | 114 | 44 | — | 158 |
| 除草 | 315 | 119½ | — | 434½ |
| 草刈・積上 | 91 | 92 | — | 183 |
| 乾草運搬 | 91 | 92 | — | 183 |
| 羊剪毛 | 107 | 44 | 18 | 169 |
| 牧草地囲込 | — | — | 54 | 54 |
| 法廷出仕 | 72 | 46 | — | 118 |
| その他 | 130 | 218½ | — | 348½ |
| 計 | 883 | 700 | 72 | 1655 |

(c) 秋 (9週)

| | v. 36人 | hv 22人 | f 7人 | 計65人 |
|------|--------|--------|------|------|
| 穀物積込 | 621 | — | 54 | 675 |
| “ 運搬 | 126 | — | — | 126 |
| 刈株集め | 153 | — | — | 153 |
| その他 | 20 | — | — | 20 |
| 計 | 920 | — | 54 | 974 |

※ v=virgater, hv=half-virgater
f=fardelman
人数は免役者を除いた実働人員

この他に、礼賦役、boon-work として、冬犁耕29日（58エイカ）、春犁耕24日（24エイカ）がおこなわれ、それぞれ9s. 8d., 4s. が支払われている。この二つの犁耕については、その

他の記録がみられないので、この礼仕事と直営地直属の9人の犁夫によって遂行されたものと考えられる。


また、全作物の脱穀 *threshing* と篩分け *winning* は、出来高払いの賃仕事としておこなわれ、53 s. 3 ¾ d. が支払われている。そのため第3表の秋期賦役に何の記載もない。

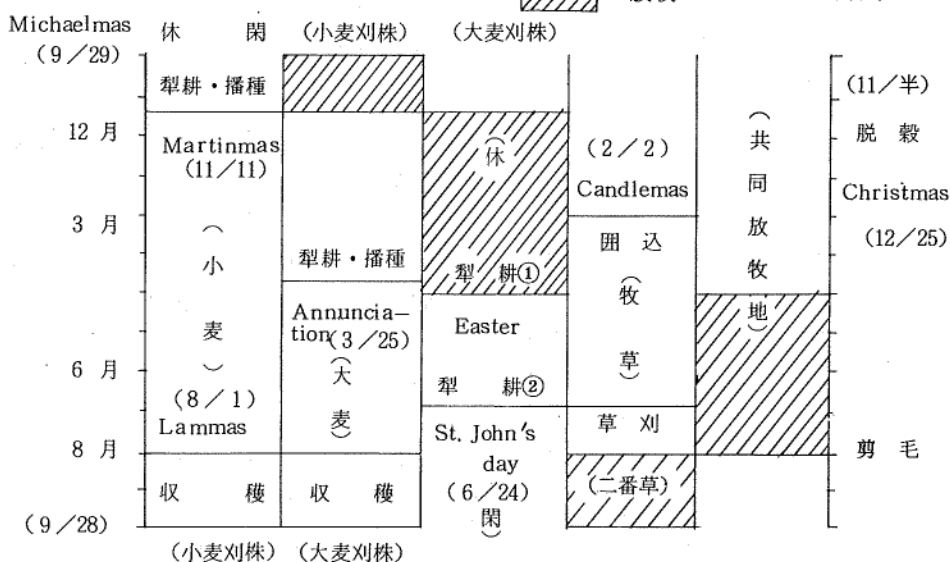
なお、ここで、地代および賦役を免除されている隸農を確認しておく。すなわち、*virgater* から、庄屋 *reeve* 1名、納屋番 *granger* 1名、白鳥番 *swankeeper* 1名、(森番 *forester* 1名、— 但し判然としない)、*half-virgater* から、牧草番 *hayward* 3名、羊飼 *shepherd* 1名、*dayman* 1名、*fardel-man* から、羊飼 *shepherd* 3名、牛飼 *oxherd* 2名、豚飼 *swineherd* 1名、犁夫 *ploughman* 9名 である。ただし季節により若干の変動があるし、地代は全額免除されているわけではない。

このマナの固定地代 *rent of assize* 収入はほぼ £. 60である。すなわち1ヴァーギト当1ポンドということである。比例的に負担しているとすれば、*virgater* は20 s.、*half-virgater* は10 s.、*fardel-man* は5 s. の筈である。ところが、庄屋の免租額は5 s.、犁夫のそれは2 s. である。

つぎに、念のため当時の一般的な農業暦を掲げてから、第3表の説明をする。

第 1 図

 は放牧 *pasturing* を表す。



第3表a)の冬期賦役には膨大な量の耙耕 *harrowing* が含まれているが犁耕 *ploughing* はまったく存在しない。これは先述のように、直属の犁夫の労働と隸農の礼仕事とで充足されたものと考えられるしかない。つぎに耙耕について。合計818労働日 *working day* は小麦播種のため *for the sowing of wheat* と表示されているから、他の192労働日の春の耙耕 *harrowing in Lent* (四旬節すなわちイースタ前40日)は、休閑地の第1回目のそれであろう。とすれば、2回目の耙耕は、小麦播種のための冬のそれに含まれたのではなからうか。休閑地は、2回目の犁耕のあとは、小麦播種のために犁耕されるからである。こう考えれば、耙耕の膨大さも納得できるように思われる。

なお、第3表b)夏期賦役中の犁耕および耙耕は大麦用 *for barley* である。

(補註) ここで農業暦を説明しておく。当時の暦はミカエルマス(9月29日)からである。収穫が

終って一息ついているうちに小麦（冬穀）播種のための労働がはじまる。これはマルテインマス（11月11日）までには終り、ついで収穫した作物が脱穀され篩い分け *threshing and winnowing* される。これでクリスマスが迎えられるが、冬のあいだに牧草地が囲込まれなければならない。家畜の侵入を防ぎ乾草源を育成するためである。3月にはいるや大麦（夏穀）の犁耕・播種がはじまる。これと前後して、休閑地 *fallow* の1回めの犁耕・耙耕がおこなわれる。休閑地は休耕地ではない。耕耘により、雑草や刈株、放牧家畜の糞などが犁込まれ、かつ害虫の繁殖や地中の水分の蒸発が防がれるのである。6月は羊の剪毛 *shearing* の季節である。地方によっては休閑地の2回めの耕耘もおこなわれる。これが終ると牧草地 *meadow* で草刈と積上 *mowing and lifting* である。ラマスデイ（8月1日）からは収穫がはじまる。作業は刈取 *reaping*、収集 *gathering*、結束 *binding* 等である。かくして暦は終る。

家畜はつぎのように飼われる。収穫が済み、畑の刈株が餌になる。これが1ヶ月くらいで食い尽されると、夏畑の刈株に放される。家畜は冬期間ずっとこれと乾草で養われるが、イースタになれば共同放牧地の草が生えそろう、そこに移される。去年の夏畑は今年は休閑地であり、第1回めの耕耘をされねばならないからである。ラマスデイには牧草地の草刈は終り、囲いは取り払われる。共同放牧地の草を食い尽した家畜はこの二番草に放される。このような順序で飼育されるのであるが、つねに飼料不足に悩ませられ、これがヨーロッパ農業の低い生産性の原因になっていたことは周知のとおりである。

3 生産力

穀物生産高および消費内容は納屋勘定 *Issue of the grange* に詳しい。この会計簿にはこれの独立の見出しはないが各穀物名が見出しになっている。第4表はこれから作成した。但し現実の総生産高は、畑で直接徴収された十分の一税だけこの数字より多い筈である。

第 4 表

| | 受入高 (生産高) | 種 子 | 消 費 | 販 売 |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 小 麦 | 120q6b 1p | 35q 7b 2p | — | 84q 6b 3p |
| 二 番 小 麦 | 8"4" | — | — | 8"4" |
| 大 麦 | 180"2" | 59" | 20q 4b 3p | 100"5"1" |
| 燕 麦 | 62" | 31"2" | 6"5" | 24"1" |
| 豆 | 10"4"2" | 1"3" | 1"2" | 7"7"2" |
| vetch | 10"4" | 4"7" | 2" | 5"3" |

※ q: quarter, b: burhel, p: peck

殆んどの穀物が販売されていることがわかる。また、消費された部分は、大麦と豆においてはマナ労働者 *manorial servant* の現物給与 *livery*、燕麦においては挽馬 *cart-horse* 犁馬 *plough-horse* の飼料 *provender* である。

農業生産力の検討においては、周知のように厄介な問題が存在する。それは、エイカ（面積）やブッシュェル（容量）そのものの地方的・時代的な多様さと計量方法における差異である。ところがダウントンでは、13世紀の初葉から既に、法定エイカ *measured acre* や8ブッシュェルのクォータ、しかも' すり切り' のクォータ *rased quarter* を採用している。これは、エイカに関しては、小麦の播種量についての *sown over 105 acres in the field of Wick, 10 acres in the field of Nounton: 35quarters 7 $\frac{1}{2}$ bushels, to wit, per acre by the perch, 2 $\frac{1}{2}$ bushels*。ブッシュェルに関しては、脱穀作業の出来

高給についての In threshing 180 quarters 2 bushels of barley on piece-work basis, 18s. $\frac{1}{4}$ d., to wit, per quarter of 10 bushels 1 $\frac{1}{2}$ d. In winnowing the same 2s., to wit, for 7 $\frac{1}{2}$ quarters of 8 rased bushels 1d.、という二つの記述にもあらわれている。とくに後者では、10ブッシェルのクォータとの区別、しかも“山盛り” heaped と“すり切り” rased との区別をはっきりさせている。多分、10ブッシェルのクォータは、“山盛り”の8ブッシェルのクォータであったのであろう。

かくして、われわれは、ダウントンでは、面積当り収穫量 yield per acre と播種量当り収穫量 yield per seed (いわゆる respensio 収穫倍率) のどちらも標準的なものとして採用できることになる。

穀物勘定項目は、respensio 基準を穀物名見出の傍に明記している。たとえば、Wheat responds three times itself のようである。つづいて、大麦は3 $\frac{1}{2}$ 倍、燕麦2倍、豆3 $\frac{1}{2}$ 倍、vetche 3倍となっている。これに対しエイカ当り播種量は、小麦と豆2 $\frac{1}{2}$ ブッシェル、大麦と燕麦4ブッシェル、である。

かの無名氏の農事鑑 anonymous Husbandry の数字に比べ、播種量こそおなじであるが、倍率ははるかに低位である。これは、無名氏の数字が「望ましき」目標倍率であったのに、ダウントンのそれは維持さるべき限界的 marginal な基準であったという違いによると思われる。この気持は、Barley responds 8 qtr. 6 bsh. less than 3 $\frac{1}{2}$ times itself という表記にあらわれている。

この年の実際の倍率は、この年の前後で計算要素に大きな変動がないと仮定すれば、ほぼつぎのようになる。

$$\begin{aligned} \text{小麦} &: 129\text{q} \times \frac{100}{100-10} \div 36\text{q} = 4.0 \quad (\frac{100}{100-10} \text{ は tithe を加算する乗数}) \\ \text{大麦} &: 180\text{q} \times \frac{100}{100-10} \div 59\text{q} = 3.4 \\ \text{燕麦} &: 62\text{q} \times \frac{100}{100-10} \div 31\text{q} = 2.2 \end{aligned}$$

またエイカ当り収穫量は、それぞれ、10b, 13.6b, 8.9b である。

ここで、穀作についてのこれまでの分析をまとめておく。

第 5 表

| | 受入高(収穫) | | 播種面積 | | 種子※ | | 消費※ | | 販売※ | | 倍率 | エイカ当 |
|-------|---------------------|-----|------------------|-----|-------------------|-----|------------------|------------------|--------------------|-----|------|------|
| | 量 | % | 量 | % | 量 | % | 量 | % | 量 | % | | |
| 小麦 | 120 $\frac{3}{4}$ q | 31% | 115a | 36% | 36q | 30% | q | % | 84 $\frac{3}{4}$ q | 70% | 4.0倍 | 10b |
| 二番小麦 | 8 $\frac{1}{2}$ | 2 | | | | | | | 8 $\frac{1}{2}$ | | | |
| 大麦 | 180 $\frac{1}{2}$ | 46 | 118 | 37 | 59 | 33 | 20 $\frac{1}{2}$ | 11 $\frac{1}{2}$ | 100 $\frac{3}{4}$ | 56 | 34 | 13.6 |
| 燕麦 | 62 | 16 | 62 | 19 | 31 $\frac{1}{4}$ | 50 | 6 $\frac{1}{2}$ | 11 | 24 | 39 | 22 | 8.9 |
| 豆 | 10 $\frac{1}{2}$ | 3 | 4 $\frac{1}{2}$ | 1 | 1 $\frac{1}{2}$ | 14 | 1 $\frac{1}{4}$ | 12 | 8 | 74 | 78 | 20.7 |
| vetch | 10 $\frac{1}{2}$ | 3 | 19 $\frac{1}{2}$ | 6 | 5 | 48 | $\frac{1}{4}$ | 2 $\frac{1}{2}$ | 5 $\frac{1}{2}$ | 50 | 23 | 4.8 |
| 計 | 392 $\frac{1}{2}$ | 100 | 319 | 100 | 132 $\frac{3}{4}$ | 34 | 28 $\frac{3}{4}$ | 7 | 231 $\frac{1}{2}$ | 59 | 33 | 10.9 |

a: acre, q: quarter, b: bushel

※ この%は収穫量を100としたものである。

※※ 十分一税分を加算してある

穀物と並んで重要な位置を占めるものは畜産物である。特に、羊毛とチーズは商品生産物として

大きなウエイトをもつ。

第 6 表

| | 前年から | 生産 | 購入 | 徴収 | 死 | 販売 | 給与 | タイス | 移籍 | 残 | 計 |
|-----|------|------|----|------------|----|-----|----|-----|------------|-----|-----|
| 挽馬 | 4 | | | heriot 1 | | | | | 犁馬へ 1 1 | 4 | 51 |
| 犁馬 | 13 | | | | 1 | 1 | | | 挽馬から 1 1 | 12 | |
| 牡牛 | 32 | | | heriot 1 | | 5 | | | | 28 | |
| 牝牛 | 1 | | 5 | | 1 | | | | | 5 | |
| 仔牛 | | 2 | 1 | | | 1 | | | | 2 | |
| 牡羊 | 234 | | | herbage 53 | 6 | 20 | 1 | | | 260 | 893 |
| 種羊 | 12 | | | | | 1 | | | | 11 | |
| 牝羊 | 325 | | 50 | | 18 | 25 | | | 仔羊から 38 | 370 | |
| 仔羊 | 38 | 333 | 12 | | 28 | 28 | 6 | 31 | 牝羊へ 38 | 252 | |
| 豚 | 3 | | | | 1 | | | | 仔豚から 2 | 4 | |
| 仔豚 | 34 | 45 | 4 | | | 4 | 4 | 4 | 豚へ 2 | 69 | |
| 羊毛 | | ※897 | | | | 4 | 2 | 66 | ウインチスタへ829 | 0 | |
| チーズ | | 165 | | | | 142 | 7 | 16 | | 0 | |

※単位はfleece (1頭分の羊毛)

4、貨幣収支と賦役の売却

貨幣収支にあらわれたマナ経営を考察する。周知のように、マナ会計簿 manorial accounts の目的は、損益計算にあるのではなくて、庄屋 reeveや代官 bailiff の職務遂行つまりマナ経営の結果の報告にあった。彼には、そのマナがいかなる負担を負い、それをいかに果たしたかを、具体的には、彼の手にいかなるものがいかに納められ、いかなるものがいかに支出されたかを、離れて住む領主 lord に報告すると同時に、それにもとづいて現金および生産物を納付する義務があった。

かくして、会計簿の収入サイドには、徴収した諸貨幣負担、販売された生産物や権利・(義務)の代金、生産された生産物、徴収された現物負担および労役、購入された生産物等がすべて含まれるし、支出サイドには、この収入のための全ゆる貨幣支出と現物支払、販売された生産物や労役、本領地に送られた貨幣や生産物などがすべて含まれるということになった。要言すれば、あらゆる支出と収入が使用価値視点から列記されているということである。

ここでは現実に貨幣形態で収受されたものを整理した。

(a) 穀物 第 7 表

| | 売 上 量 | 売 上 額 | クオータ当価格 |
|-----------|----------------------------------|------------------------------|-----------------|
| 小 麦 | $76\frac{1}{2}$ ^{a b p} | $29\ 16\ 2$ ^{£ s d} | 6s. 4d.~10s. |
| 二 番 小 麦 | $8\frac{1}{2}$ | 40 | 2s. 8d.~ 4s.8d. |
| 大 麦 | 100 5 1 | $24\ 2\ 4\frac{1}{2}$ | 4s. ~ 6s.8d. |
| 燕 麦 | 20 7 | $73\ 7\frac{1}{2}$ | 2s. 4d.~ 4s. |
| 豆 | $7\ 7\frac{1}{2}$ | 41 8 | 4s. 8d.~ 5s.4d. |
| vetch | 5 3 | 24 5 | 4s. 4d.~ 4s.8d. |
| 小 麦 (水車) | $9\frac{1}{2}$ | $63\ 4\frac{3}{4}$ | 5s. 4d.~ 6s.4d. |
| 大 麦 (") | 47 1 | 11 12 6 | 4s. ~ 6s.8d. |
| 麦 芽 (") | 54 3 | 15 3 | 4s. ~ 8s.8d. |
| 計 | | 92 17 1 | |

(b) 畜産

| | 販売量 | 売 上 額 |
|-------|------------|--------------|
| 馬 | 1 | $£\ 3\ s\ d$ |
| 牡 牛 | 5 | 73 6 |
| 仔 牛 | 1 | 2 |
| 牡 羊 | 21 | 34 10 |
| 牝 羊 | 24 | 32 |
| 仔 羊 | 24 | 24 |
| 仔 豚 | 2 | 7 |
| 計 | | 8 16 4 |
| 皮 革 | | 15 9 |
| チ ー ズ | | 4 6 2 |
| バター、卵 | | 42 6 |
| にわとり | | 38 6 |
| 計 | | 9 2 2 |
| 羊 毛 | 全部ウインチェスタへ | |
| 合 計 | | 17 18 6 |

(c)

| | 量 | 売 上 額 |
|-------|---|---------------|
| 乾 草 | | $£\ 22\ d\ 6$ |
| 木、ピート | | 13 11 |
| 計 | | 14 13 6 |

(e) 売却賦役

(d)

| | 量 | 売 上 額 |
|-------|-------|-------------------------|
| 放 牧 権 | 延22ヶ所 | $8\ 18s\ 9\frac{1}{2}d$ |
| 採 草 権 | 7 | 4 14 10 |
| 漁 業 権 | | 12 6 |
| 計 | | 14 6 $1\frac{1}{2}$ |

| | 量 | 売 却 額 | 単 価 |
|---------|----------------------------|----------------------|-------------------|
| 犁 耕 (冬) | (37エイカ) | $£\ 18s\ d$ | 6d/エイカ |
| " (夏) | (14エイカ) | 7 | " |
| 収 穫 (秋) | (3v+8hv) [*] 273日 | 56 | $2\frac{1}{2}d/日$ |
| 冬 賦 役 | 2740日 | 5 14 $2\frac{1}{4}$ | $\frac{1}{2}d/日$ |
| 夏 " | 1860日 | 77 7 | " |
| 秋 " | 903日 | 37 $7\frac{1}{2}$ | " |
| 計 | 5776日 | 15 10 $4\frac{1}{4}$ | |

* 3v: 3virgate, 8hv: 8half-virgate

(f) 封建的諸賦課

| 固定地代※ | 四季計 | 57£ 5s 9 $\frac{1}{2}$ d |
|-------|-----|--------------------------|
| 増加地代 | 18件 | 50 2 |
| 人 頭 税 | 25人 | 8 7 |
| 十人組 税 | 二期計 | 60 8 |
| 承 認 税 | 32件 | 13 17 2 |
| 結 婚 税 | 5 | 8 |
| 放 豚 税 | | 24 4 |
| 採 草 税 | | 20 9 |
| 計 | | 81 15 $5\frac{1}{2}$ |

※額面£61 14s 11 $\frac{1}{2}$ dから
免除額を控除した。

以上は、全収入を網羅していないが、大きなものは殆んど記入した。全収入 Total All the Receipts £256 os. 4 $\frac{1}{2}$ d. に対し、(a)~(f)の合計で£237 8s 3 $\frac{3}{4}$ d. (93%) を占める。(a)(b)(c)は生産物の売却収入が、マナの商人的活動の成界であるが、(d)(e)(f)は人身的支配権による収奪または封建的特権財産の貨幣化による収入である。

(g) 百分比

| 総収入 | 穀物販売 ^(a) | 畜産販売 ^(b) | 乾草 etc ^(c) | 放牧権 etc ^(d) | 売却賦役 ^(e) | 諸賦課 ^(f) |
|----------|--|--|--|--|---|---|
| 256 0 4½ | 92 [£] 17 ^s 1 ^d | 17 [£] 18 ^s 6 ^d | 14 [£] 13 ^s 6 ^d | 14 [£] 6 ^s 1½ ^d | 15 [£] 10 ^s 4¾ ^d | 81 [£] 15 ^s 5½ ^d |
| 100% | 36% | 7% | 6% | 6% | 6% | 32% |

前者の合計は £125 9 s. 1 d (49%)、後者のそれは、£111 11 s 11¾ d、(44%)である。両者の開きは、ウインチェスタ本領に送られて商品化した羊毛を加えると大きくなる。

ここで最も関心をもたれるのは売却賦役であろう。ダウントン・マナの賦役量は第8表のように記載されている。

第 8 表

| (a) 冬 | | | | 計 2414 2739 | | | | | |
|----------|-----|------------|------|-------------|-------|----|-----|-------|-------|
| 身分 | 就労 | 休日 | 日数 | 総員 | 総賦役 | 免除 | 実員 | 徴収量 | 売却量 |
| virgater | 毎日 | 土曜, 祝日 | 106日 | 39人 | 4134日 | 3人 | 36人 | 1413日 | 2353日 |
| half-v | 隔日 | | 53 | 23 | 1219 | 0 | 23 | 865 | 354 |
| fardel-m | 週1日 | 祝日 | 24 | 22 | 528 | 13 | 9 | 136 | 32 |
| (b) 夏 | | | | 計 1655 1862 | | | | | |
| virgater | 毎日 | 土, 祝, イースタ | 73 | 39 | 2847 | 3 | 36 | 883 | 1744 |
| half-v | 隔日 | | 36½ | 23 | 839½ | 1 | 22 | 700 | 107 |
| fardel-m | 週1日 | 祝日 | 17 | 22 | 352 | 15 | 7 | 72 | 11 |
| (c) 秋 | | | | 計 974 1176 | | | | | |
| virgater | 毎日 | 土曜 | 39 | 39 | 1521 | 3 | 36 | 920 | 1176 |
| half-v | | | " | 23 | 897 | 5 | 18 | | |
| fardel-m | | | 9 | 22 | 198 | 16 | 6 | 54 | 0 |

あきらかに、売却賦役は徴収したそれを上まわっていることがわかる（なお、徴収量と売却量との合計が総賦役規定量に満たないときは、超過分 super compotum 再売却として処理されている）。これは、とくに full-virgater において甚だしい。また徴収量を実員で除した1人当りの実際の負担は、冬、virgater 39日、half-v. 38日、夏、v. 25日、hv. 32日、秋、ともに17日である。これは規定賦課量の土地保有量に比例させるという原則が大きく崩れ、ほぼ同量を負担するという実状をあらわしている。

つぎに、固定地代 redditas assisae をも考慮の範囲にいて地代の金納化状況を見る。徴収量を貨幣換算するのに、冬および夏賦役には½ d を、秋賦役には 2½ d を、夏犁耕には 6 d を乗ずる。結果は、固定地代 £64 4 s 1½ d、金納賦役 £15 10 s. 4¾ d、賦役 = ½ d × (2414 + 1578) + 2½ d × 974 + 6 d × 77 = £8 6 s. 4 d. + £10 2 s. 10 d. + 38 s. 6 d = £20 7 s. 8 d. であり、総額100% (£100 2 s. 2¼ d.) に対し、それぞれ64.1%、15.5%、20.4%となる。ところで、このように固定地代を併せて金納化をみることに對して議論がわかれていることは周知の事実である。ダウントンでは、その表記によるかぎり、固定地代は売却賦役を含んでいない。総規定量から徴収量を差引いたものは売却分として独立にあらわされているからである。しかし、固定地代は旧代の貢租のみから成っているのでもない。この年に新たに貸与された直営地の地代は、来

年は固定地代にはいらざるをえない。権利承認税 entry fine の項目には、新貸与ケースのみでなく、以前に貸出されたとみられる直営地の権利移転のケースが多数存在する。これら以前に貸与された直営地にも地代は存在する筈である。しかるにそのための項目はない。したがって、これらは固定地代に含められていることになる。

実際よく考えてみると、これまで賦役を徴収していた直営地を貸与するときには、隸農の負担能力には限界があるのだから、その能力額を、地代額と売却賦役額とに二分するしかないであろう。もちろん、負担の絶対的増加も不可能ではないが、Lapsed Rent の見出しが独立したり、there is no one who seems to want to hold it for the old rent と書かれたりしている当時では、それにも限界があったであろう。したがって、rent of assize には旧い負担も含まれたと考えるべきであり、これを金納化の検討にとりいれることは正しいことである。

支出勘定は、Cost of Plough とか Purchase of Livestock とかの項目で記録されている。これを整理して第9表にした。

第 9 表

| (a) 農具・設備 | | | | (b) 購入 | | | | (c) 礼賦役etc | | | | |
|-----------|----|----|----|--------|----|----|-----|------------|------------------|---|---|---------|
| 犁、耙 etc | £ | s | d | 牝牛 | 5 | £ | s | d | 29 plough (58 a) | £ | s | d |
| | 41 | | 6 | 牝羊 | 50 | 64 | 3 | | 24 " (24 a) | | | 4 |
| 馬車 | 29 | 4 | | 仔羊 | 50 | 66 | 8 | ※ | 130人刈取etc | | | 7 9 |
| 水車設備 | 4 | 3 | 10 | 仔豚 | 4 | 10 | | | 脱穀(全穀物) | | | 53 3¼ |
| 羊小屋修繕 | 15 | 11 | | 計 | | 9 | 9 6 | | 計 | | | 3 14 8¾ |
| マナ・ハウス修繕 | 3 | 6 | | | | | | | | | | |
| 計 | 8 | 14 | 1 | | | | | | | | | |

| (d) 労働者 | | | | (e) 地代免除 | | | |
|---------|----------------|---------|---------|----------|----|---------|-----------|
| | 就労 | 給与 | 賃率 | 大麦 | 人数 | 免除地代 | 慣習給 |
| Miller | 1年 | £ 8 s d | 8s/年 | 6½q/年 | 1人 | £ 5 s d | 仔羊、仔豚、チーズ |
| 大工 | 延12日 | 2 6 | 2½d/日 | | 1 | 4 | 仔羊、仔豚 |
| Carter | 1年 | 4 | 4s/年 | 1q/10週 | 3 | 5 8 | 仔羊、チーズ |
| 馬夫 | " | 4 | " | " | 9 | 17 8 | チーズ |
| 製酪女 | 27週 | 2 6 | 2s 6d/年 | 1q/12週 | 2 | 4 | |
| 馬丁 | 23日 | 2 10½ | 1½d/日 | | 2½ | 4 10 | 仔羊、羊毛、チーズ |
| 計 | | 23 10½ | | | 1 | 2 | 仔豚 |
| 鍛冶屋 | 請負制、(a) の犁欄に含む | | | | 1 | | 仔豚、仔羊、チーズ |
| | | | | | 計 | 20½ | 3 3 2 |

5つの表の合計は、£25 5 s 4¼ d. である。Total of All the Expenses は £26 9 s. 4½ d. であるから、95%を含んでいる。しかし、この表を先の収入勘定と比較して損益を論ずることはできない。もっとも、これはブルジアの意味であって、封建経済の原則から別のコスト計算がおこなわれるのは可能である。「コスト」概念なるものは所詮は歴史的なものだからである。

われわれは、これから当時の賃金水準を知ることができるし、収入の表とあわせると、農民負担の程度が計数的に把握できる。しかし、ここではこれを省略する。

5 十三世紀のダウントン・マナ

ウインスタ司教領は、広い地域にわたるマナ会計簿を残していることと、しかも、それらがマナ会計簿としては最古のものを含んでいることとで有名である。ここでは、この最古の1209年の会計簿をとりあげ、これまでの14世紀のものと比較してみたい。この古い記録の特徴は、非常に要約された記載を別にすれば、賦役があらわされていないことである。しかし、これは種々の項目から推測できると思うので、これまでの要領で分析をすすめることにする。

まず、納屋勘定から収穫量、播種量、播種面積をつかみ、耕地制度とその規模、および生産性を理解する。

第 10 表

| | 受入高(収穫) | | 面 積 | | 種 子 | | 消 費 | | 販 売 | | 倍 率 | エイカ当 |
|-------|---------|-----|------|-----|------|----|------|----|------|-----|----------|----------|
| | q | % | a | % | q | % | q | % | q | % | | |
| 小 麦 | 221½ | 26 | 351a | 42 | 117 | 53 | 18½ | 8 | 86 | 39 | 2.1 | 5.6 |
| 二番小麦 | 38½ | 5 | | | | | | | 38½ | 100 | | |
| マンコーン | 89 | 11 | 156 | 19 | 53 | 60 | 9 | 10 | 27 | 30 | 1.9 | 5.1 |
| 大 麦 | 178½ | 21 | 102½ | 12 | 49½ | 28 | 37½ | 21 | 91½ | 51 | 4.0 | 15.5 |
| 燕 麦 | 311¼ | 37 | 221½ | 26 | 110½ | 36 | 188¾ | 61 | 12 | 4 | 3.1 | 12.5 |
| 豆 | 4 | | 6 | 1 | 1½ | | | | 2½ | | 3.0 | 5.9 |
| 計 | 842¾ | 100 | 837 | 100 | 331½ | 39 | 253¾ | 30 | 257½ | 31 | (平均) 2.8 | (平均) 9.0 |

作付地は、冬畑 = 351 a + 156 a = 507 a と夏畑 = 102½ a + 221½ a + 6 a の合計で 836 エイカである。これは14世紀の319エイカの2.6倍である。逆にいえば、1世紀間で4割以下に縮小してしまっただけである。しかし、これに対して、生産性は、冬穀において著しく低い。倍率も面積当り収穫も半分である。この結果、全穀物の総計は 842.75 q : 392.5 q すなわち約 2 : 1 の比にしかない。

つぎに、冬畑・夏畑の面積比からは耕地制度を結論できない。冬穀の低生産性と相対的大面積とのあいだには、他の事情にして変化なければ、耕地制度に原因を有するような問題があったかも知れない。

地域的、時間的に異なる幾つかの他マナとの比較しなければはっきりしない。これはしばらく保留しておくことにする。

ここで検討しておくのは労働手段と労働力である。犁については、Expenses の見出しで、in the iron-work of 8 ploughs for the year and 1 plough for half a year 32s. 10d. In shoeing of 2 horses for the year 2s. 8d. In wheels for the ploughs 2s. 9d. とある。作付面積は14世紀の2.6倍であるのに、犁数は1.7倍、しかもこれを索くのは、大部分は牡牛で馬は2頭しかいない。L. White 氏のいうように牛と馬とで大きな差があるとすれば、低生産性の原因の一部はこの辺にあるのかも知れない。

犁夫は、年契約が16人、半年契約が2人で1犁当り2人という比率は14世紀のそれと同じである。
 つぎに家畜生産と放牧地・牧草地をみる。マナ経営は作付地と穀物生産だけではなりたっていないからである。

第 11 表

| | 前年から | 生産 | 購入 | 徴収 | 死 | 販売 | 給与 | タイス | 移籍 | 残 | 計 |
|-----|------|-----|----|------------|-----|------|----|-----|----------|-----|------|
| 馬 | 2 | | 1 | | | | | | | 2 | |
| 牝牛 | 104 | | 17 | heriot 1 | 21 | 33 | | | 仔牛から 2 | 91 | 140 |
| 牝牛 | 19 | | | | 3 | | | | " 8 | 24 | |
| 仔牛 | 21 | 13 | | | 1 | | 1 | 1 | 他所から 9 | 23 | |
| 牝羊 | 584 | | | | 14 | 57 | | 1 | 仔羊から 179 | 692 | 2433 |
| 牝羊 | 858 | | | herbage 46 | 32 | 46 | | | " 137 | 972 | |
| 仔羊 | 322 | 750 | | | 127 | | 5 | 73 | 羊へ 300 | 769 | |
| 豚 | 124 | 29 | | | 93 | | | 2 | | 77 | |
| 羊毛 | 2233 | | | | | 2066 | 6 | 164 | | | |
| チーズ | 162 | 273 | | | | 315 | 15 | 27 | 消費 26 | 52 | |

13世紀は作付地も大きかったが、牧畜も大きかったのである。牛で275倍、羊で284倍である。こうなるとダウントンマナは1世紀間にその在り方を変えたのではないかといいたくなる。そこで貨幣収入として表わされる経営実態をしらべなければならなくなる。

(a) 穀物販売 第 12 表

| 小麦 ※ | 110q | £. s. d. 15 16 7 |
|----------|------|---------------------|
| 二番小麦 | 38½ | 77 |
| マンコーン | 27 | 53 8 |
| 大麦 | 91½ | 9 12 11 |
| 燕麦 | 12 | 12 |
| 豆 | 2½ | 4 |
| 小麦(水車) | 8½ | 27 5 |
| マンコーン(〃) | 46½ | 5 4 9 |
| 麦芽(〃) | 26½ | 51 4 |
| 計 | | 41 19 8 |

(b) 畜産

| 牝牛 | 12 | £. s. d. 74 |
|-----|----|----------------|
| 牝羊 | 37 | 47 8 |
| 牝羊 | 46 | 38 4 |
| 計 | | 8 - - |
| 皮革 | | 53 9½ |
| 酒 | | 33 |
| チーズ | | 6 6 0 |
| 羊毛 | | 16 13 4 |
| 計 | | 27 6 1½ |
| 合計 | | 35 6 1½ |

※ 他マナからの移入24qが含まれている

(d)

| | | | | |
|------|-----|----|----|----|
| 放牧違反 | 19人 | £. | s. | d. |
| | | | 24 | |
| 立木侵害 | 8人 | | 19 | 4 |
| 計 | 27 | 2 | 3 | 4 |

(e)

| | | |
|------|-----|----|
| 秋賦役免 | 10人 | 12 |
|------|-----|----|

(f)

| | | | | |
|--------|------|----|----|----|
| 固定地代※ | | £. | s. | d. |
| | | 32 | 6 | 6 |
| 増加地代 | 11件 | | 13 | 6 |
| 恣意税 | | 40 | | |
| 十人組税 | 6組 | | 26 | 10 |
| 承認税 | 9件 | | 35 | 4 |
| 結婚税 | 4 " | | 27 | |
| 罰金 | 1 " | | 20 | |
| 科料 | 15 " | | 21 | |
| 放豚税 | | | 13 | 4 |
| 採草税 | | | 21 | 3 |
| 強制購入免除 | | | 20 | |
| 計 | | 82 | 4 | 9 |

※額面£.36 1s. 2d から免除額を控除した。

(g)

| | (a) | (b) | (c) | (d) | (e) | (f) |
|---------------|---------------------|---------------------|-------|-------------------|----------|--------------------|
| 総収入 | 穀物販売 | 畜産販売 | 乾草etc | 放牧etc | 賦役 | 諸賦課 |
| £. 165 0s 17½ | £. s. d. 41 19 8 | £. s. d. 35 6 1½ | | £. s. d. 2 3 4 | s. 12 | £. s. d. 82 4 9 |
| 100% | 25% | 21% | | 1% | 0.4% | 50% |

14世紀におこなわれた放牧権や採草権の貸出=年決め売却はここではみられない。大群の家畜に適しい牧野が必要とされたのであろう。これに対して、農民側では、19人が放牧違反として平均1s. 3d. の科料を徴されている。これは彼らにおける牧野不足を物語っている。14世紀のような権利の貸出がなくて不足しないためには家畜数が少くなければならない。ところが少くはないのである。採草税 herbageをみると、46頭の羊と21s. 3d. が払われている。14世紀には、53頭と20s. 9d. であった。

13世紀のダウントンは牧畜にウエイトのかかったマナだったのである。これは穀作の面でもはっきりしている。それ自身の4%しか販売されない燕麦が全収穫量の37%も占めているのに、40ないし50%も販売される小麦と大麦をあわせても50%にならないのである。これが14世紀には77%である。しかしまた、牧畜マナといっても、その経営をすぐれて商人的なものとするのは間違っている。畜産収入は21%を占めるにすぎない。この数字は14世紀の7%に比べれば、たしかに高いが、この後の数字は羊毛の売上げを考慮すると13%になる。この計算はつぎのようにおこなった。

14世紀の売上=13世紀の売上× $\frac{14世紀の生産量}{13世紀の生産量}$ ×羊毛価格騰貴率(ウィンチエスタ司教領クレア・マナの数字)

$$£. 16 13s. 4d \times \frac{897f}{2066f} \times \frac{151.3}{64.6} = £. 17. 0s. 0d.$$

この要因を第7表(g)にいれると、総収入£. 273 0s. 4½d. で、穀物売上34%、畜産13%、…諸賦課30%となる。

マナの特質は封建的諸賦課50%という点で押えるべきであろうと思われる。

人口については、賦役の表記もないから何もわからないことになるが、実際には、採草税の羊頭数と貨幣額、十人組の数と税額、更には次のような記録から大きな変化はなかったものと推測できる。

Expenses in winter boon-works of 55 ploughs 9s. 2d. In Lenten boon-works of 49 ploughs 8s. 6d.

なお、14世紀には、この礼賦役が、29、24、で、9 s. 8 dと4 s. とがそれぞれに払われているが、冬の犁耕は1型で2エイカを耕すと註記されている。13世紀には、金額からみて、1型は1エイカしか耕さず、春耕面積が大きいことが14世紀とちがっていたのだと思われる。これは作付地の広さと同時に犁の低能率を表現しているのかも知れない。

マナ直属労働者については、犁夫が犁数に比例して多いことと、14世紀にいない operarii 4人が存在することが、異っている点である。これを除けば、1世紀前も同じ職種、人数、地代免除額賃金、給与の彼らの姿がみられる。鍛冶屋、大工の賃金も同じである。更にこのことの結果からか Total Expenses の内容も金額も殆んど変らない。金額は£.25 23 dである。

変わったのは直営地経営の内容と形式と規模であり、これは照応的に慣習保有農の負担の形態と量とにおける変化となってあらわれたであろう。われわれは、これを固定地代の増加と賦役の売却による貨幣納の増大としてしかとらえることはできないが、次のことは推測できる。

13世紀の作付地837エイカと14世紀の319エイカの差である518エイカの殆んどは農民保有地に切替えられたと考えられる。何故なら、この一世紀間の固定地代の増額分は£.26 12s. 9½ d. すなわち533シリングであり、しかも13世紀、14世紀ともに直営地貸出地代は1エイカ当り1シリングであったからである。

とすれば、農民保有地は、ヴァーギト数に変化しない限り、ヴァーギト当り10エイカづつ増加したことになる。独立自営農民への実質的内容がここで与えられたことになるであろう。

6. ウィンチエスタ司教領の平均

本史料の編者であるTitow氏は、最近、ウィンチエスタ司教領の39マナの会計簿から、1世紀にわたる生産性の変動を整理された。最後に、これによりながら、ダウントンと他マナとを比較してみたい。Titow氏は、検討の対象とした1世紀を、1209～70、1271～99、1300～24 1325～49の4期にわかす。氏の分析によれば、ウィンチエスタ司教領の諸マナは概ね第Ⅱ期は下降、第Ⅲ期回復か停滞、第Ⅳ期再び下降という変動を、生産性においても、経営においても示すようである。

この中でダウントンはいかなる変化をしているか。それを整理したのが第13表である。

第 13 表

| | 年平均作付面積 | | 年平均大家畜数 | | 年平均羊数 | |
|---------------|---------|--------|---------|--------|-------|--------|
| | ダウントン | 39マナ平均 | ダウントン | 39マナ平均 | ダウントン | 39マナ平均 |
| I 1209 - 70 | 758a | 335a | 147頭 | 73頭 | 1855頭 | 530頭 |
| II 1271 - 99 | 567 | 286 | 134 | 80 | 1418 | 435 |
| III 1300 - 24 | 464 | 246 | 138 | 65 | 1611 | 485 |
| IV 1325 - 49 | 299 | 211 | 87 | 49 | 1230 | 496 |

ダウントンは、面積および大家畜（馬、牛）において平均の2倍、羊において3倍以上を、どの

期においても有している。実際、1000頭以上の羊を飼っているマナは、Twyford, East Meon, Crawley, Overton, Downton, Knoyle の6マナ、Ⅱ期において500エイカ以上作付けているマナは、Twyford, East Meon, Downton, Taunton の4マナであった。このうち、Tauntonは耕地でひとり1500エイカを数えるが羊数が300ぐらいでⅣ期には零になっている。しかしこれらの大きな(牧畜)マナもイギリス経済史の大きな傾向にはしたがわざるを得なかったのであろう。傾向は全く同じである。つぎは生産性を検討する。

第 14 表

| | | 小 麦 | | 大 麦 | | 燕 麦 | |
|--------------------------------------|-----------|------|------|------|------|------|------|
| | | 倍 率 | エイカ当 | 倍 率 | エイカ当 | 倍 率 | エイカ当 |
| ダ ウ ン ト ン ・ マ ナ | 1209-70 | 2.73 | 7.0 | 4.23 | 14.7 | 2.61 | 11.1 |
| | (1271-99) | 2.55 | 6.1 | 2.42 | 8.1 | 2.04 | 7.8 |
| | (1300-24) | 3.37 | 8.3 | 3.75 | 15.2 | 2.45 | 10.1 |
| | 1325-49 | 3.37 | 8.5 | 4.02 | 16.0 | 2.79 | 11.0 |
| | 全期平均 | 3.02 | 7.5 | 3.63 | 13.6 | 2.49 | 10.1 |
| 平 均 | 1209-70 | 3.85 | 10.0 | 4.28 | 16.7 | 2.60 | 12.8 |
| | 1325-49 | 3.96 | 9.3 | 3.70 | 14.9 | 2.24 | 9.7 |

はじめにみたように、13世紀初葉の小麦の生産性は非常に低い。ダウントンそれ自身の数字としても、また司教領平均に比しても低いのである。37マナの内、30倍未満は7マナ、2.8倍未満は4マナにしかすぎない。またエイカ当りブッシェルでは、8.5ブッシェル未満は8マナ、8.0未満は3マナである。30倍未満でしかも8.5ブッシェル未満というのは、Alresford, Sutton, Downton, Bishopston, Knoyle Fonthill にしかすぎない。前二者はハンプシヤ・ダウンズに位置する中規模牧羊マナで、羊数は平均以上であるが作付面積は平均の7割である。後四者はいずれもウルトシヤのマナで、Bishopston, Fonthill は羊数、面積ともに平均より小さいマナであるが、Knoyleは作付面積で平均、羊数でダウントンと同数という大牧羊マナである。かくして、これらのマナの低生産化の原因は牧羊経営に重点をおいたが故の粗牧な穀作管理に求められそうであるが、必ずしもそうでもない。Twyford, East Meon, Crawley, Overton, の大牧羊マナはどれも平均あるいはそれ以上を実現している。

第 15 表

| 1209-70 | 平 均 | Twyford | E. Meon | Crawley | Overton |
|---------|------|---------|---------|---------|---------|
| 作 付 地 | 335a | 633 | 619 | 358 | 307 |
| 羊 数 | 530 | 1618 | 1545 | 1175 | 1202 |
| 倍 率 | 3.85 | 3.64 | 5.10 | 4.26 | 3.65 |
| a 当収穫 | 10.0 | 8.8 | 15.0 | 10.3 | 11.0 |

| 1209-70 | Knogle | Alresford | Sutton | Bishopston | Fonthill |
|---------|--------|-----------|--------|------------|----------|
| 作付地 | 397 | 247 | 262 | 269 | 201 |
| 羊数 | 1838 | 786 | 485 | 286 | 330 |
| 倍率 | 2.77 | 2.77 | 2.08 | 2.95 | 2.77 |
| a当収穫 | 8.2 | 8.3 | 6.8 | 7.2 | 8.1 |

ダウントンの小麦低生産性はどうも耕地制度に原因をもつように思われる。冬畑・夏畑の割合からも、二圃制あるいは三圃制と画然と区別できない。これらの混合した状態が13世紀初頭の姿であり、それが直営地の貸出と縮小とが進むにつれて整理されたのが14世紀の三圃制なのではなかろうか。

これをいま少しくわしくみるために、作付面積当り播種量も検討する必要がある。ある程度の厚蒔きによって倍率は同じでもエイカ当りブツシエルは増加する例があるからである。実際、めざましい技術改善など困難なヨーロッパ中世農業にあっては、まず耕地の整理とそのある程度の合理的な使用しか生産量を高める方法がない。

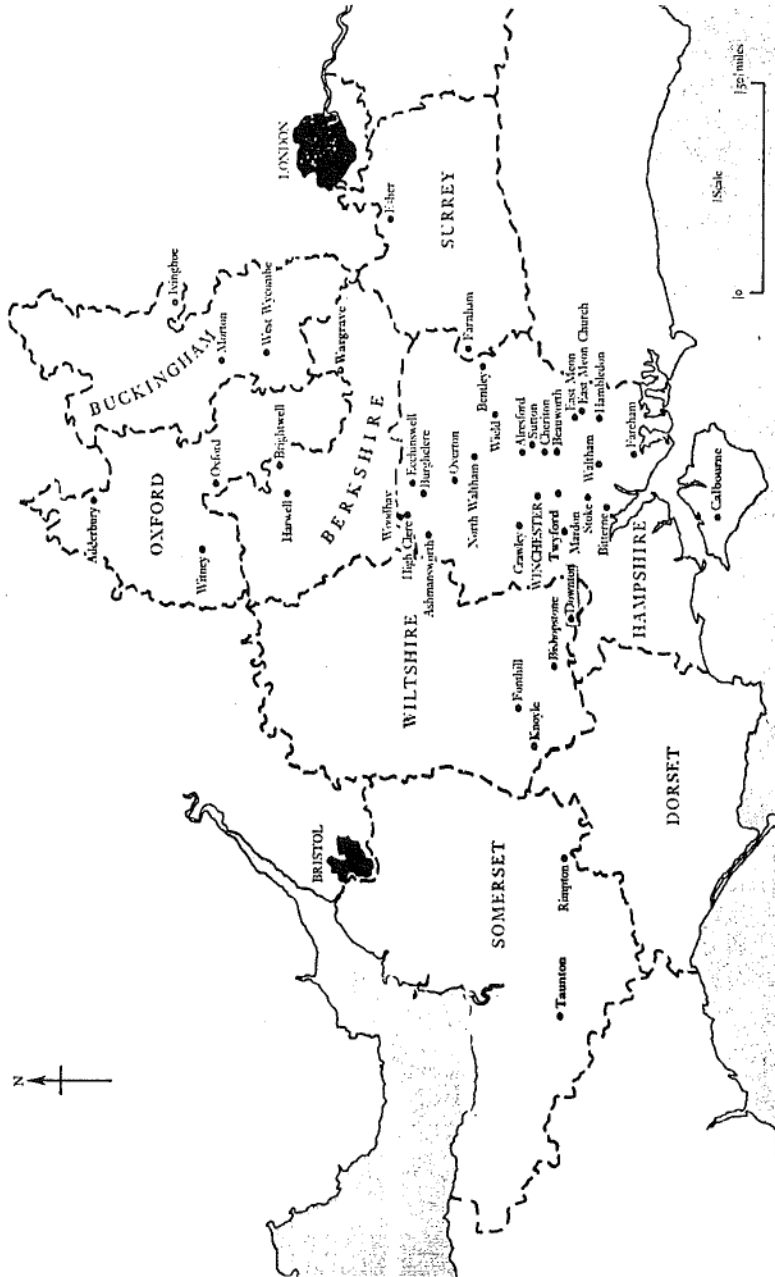
次に掲げる表は、筆者が、Titow氏の倍率および面積当り生産量から、播種量を逆算し、更にこれら三要因について、全マナ平均の数字とダウントンの数字との比率を計算したものである。これによって、ダウントンの全マナのなかにおける相対的位置を確認できるであろう。

第 16 表

| | 小麦 | | | 大麦 | | | 燕麦 | | |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 播種比 | 倍率比 | a当比 | 播種比 | 倍率比 | a当比 | 播種比 | 倍率比 | a当比 |
| 1209-70 | 98 | 71 | 70 | 89 | 99 | 88 | 86 | 100 | 85 |
| 1325-49 | 107 | 88 | 91 | 99 | 114 | 107 | 91 | 125 | 113 |

あきらかに平均よりは粗放な経営がおこなわれている。小麦においてはもちろん、大麦、燕麦においても、倍率比は平均でありながら面積当収量比は低い。そして、ダウントン内での倍率比に対する面積当収量比の比率はそのまま14世紀にも維持されている。つまり、平均的には粗放とはいえなくなったが、ダウントン内では相対的に粗放といえるのである。これはこのマナの耕地面積の広さによるものであろう。一方、小麦はどうかというと、平均より低播種量を平均以上に高めることによって生産量の向上を画っている。しかし倍率比、エイカ当り比ともに9割にまでしか到達していない。このような動きは、管理や技術上の改善がおこなわれたことでなく、作付地のあり方つまり耕地制度の改善がおこなわれたことを示唆しているのではなかろうか。

第2図 ウィンチスタ司教領のマナ分布
(Titow: Winchester yields p. 38)



(本学助教授・札幌分校)